

旅館業無許可営業者情報収集業務委託仕様書（案）

1 件名

旅館業無許可営業者情報収集業務

2 目的

旅館業法の規定に基づく許可の取得又は住宅宿泊事業の規定に基づく届出を行うことなく人を宿泊させる営業を行う者（以下「無許可営業者」という）の情報を捕捉し、是正指導することにより、旅館業法の適正な執行を確保することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和8年2月27日（金）までとする。

4 業務内容

インターネット上で営業行為を行う無許可営業者の情報を捕捉するため、委託契約期間のうち、夏～秋と冬の各1カ月間を監視期間（委託契約期間中の計2カ月間）とし、次の業務を実施する。

なお、(1)、(2)及び(4)については、監視期間中に委託者及び受託者で随時、協議を行い、業務の進捗を勘案しながら業務の優先度を決定するものとする。

また、対象施設の所在地は、長野市及び松本市を除いた長野県内全域とする。

(1) インターネット上の情報収集

ア SNSの情報収集

受託者は、各SNSの公式APIを活用する等により、下表により効率的に情報を収集・整理すること

項目	内容
対象 SNS	Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）等
対象データ	公開アカウントによる投稿データ
取得項目	営業者名、施設名、所在地、掲載 URL、連絡先
利用制限	公式 API を活用する場合は無料プランの範囲内での取得を基本とするが、委託料の範囲内で必要に応じて有償プランを検討すること
法令遵守	・個人情報保護法に基づき、収集した情報の取り扱いには細心の注意を払い、個人情報の漏洩や不正利用を防止すること ・各 SNS プラットフォームが提供する公式 API の利用規約を遵守し、正当な手続きに基づいてデータを取得すること ・不正アクセス禁止法に基づき、無断でのスクレイピングや不正ログイン等の行為を行わないこと

イ その他

- ・受託者は、上記SNSのほか、検索エンジンや地図情報サービスを使用して無許可営業の疑いのある者の情報を上記アに準じて収集すること
- ・情報収集にあたっては、公式APIを活用する等により、各サービスの利用規約を遵守し、正当な手続きに基づいて行うこと

(2) 許可施設台帳との照合

受託者は、県が提供する旅館業法および住宅宿泊事業法に基づく許可・届出施設一覧（CSV形式）（以下「許可台帳」という）と、上記(1)により収集した宿泊施設情報を所在地や施設名をもとに照合すること

(3) 調査結果の報告

- ・受託者は、上記(2)の照合結果を別紙様式1により、監視期間中は毎日（休日を除く）の終業時に当日分を委託者に報告すること
- ・別紙様式1には、上記(1)アに記載する「取得項目」の情報と併せて照合結果を施設ごとに「登載あり」「登載なし」「調査中」に分類して記載した調査結果一覧表（任意様式）を添付すること

分類	内容
登載あり	許可台帳に登載されていることが確認できたもの
登載なし	許可台帳に登載されていないことが確認できたもの
調査中	許可台帳の登載の有無を確認中のもの

- ・調査結果一覧表において「登載なし」の施設については、過去の報告時にも「登載なし」であった場合には「重複」と記載し、該当する過去の報告日を記載すること

(4) 無許可営業の疑いがある施設の補足情報の収集

受託者は、上記(2)の照合の結果、「登載なし」であったものについては、可能な限り、施設の外観写真、レビュー情報、届出番号の記載有無などを補足情報として収集し、委託者に報告すること

5 打合せ

- (1) 受託者は、事業の実施に関する打合を次のとおり実施することとし、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。

実施のタイミング	打合せ内容
①契約から1週間以内	事業の実施計画の調整
②夏・秋季監視実施前（①と同時も可）	夏・秋季監視の実施計画の調整
③冬季監視実施前	冬季監視の実施計画の調整

- (2) 打合は、原則、長野県庁本館4階の食品・生活衛生課事務室内とするが、委託者が承諾した場合は、Web会議での実施も可能とすることとする。

6 実績報告

受託者は、冬季監視期間終了後、3週間以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに、別添様式2により業務の実施結果を報告すること

7 納入場所

〒380-8570 長野市南長野字幅下 692-2

長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生係

8 事業実施スケジュール

（受託者決定後、調整）

9 個人情報の取得、保護、管理等

- （1） 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- （2） 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損出を生じないこと。
- （3） 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。